

第 1 1 回議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 平成30年10月30日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成30年10月30日（火）午前10時54分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3 番 佐藤 武君 4 番 佐々木雄司君 8 番 治徳 義明君
9 番 原田 素代君 1 2 番 北川 勝義君 1 3 番 福木 京子君
1 6 番 下山 哲司君
1 8 番 金谷 文則議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 倉迫 明君
教 育 長 内田 恵子君 総合政策部長 作間 正浩君
総 務 部 長 前田 正之君 教 育 次 長 藤井 和彦君
総 務 課 長 原田 光治君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主 幹 黒田 未来君
- 8 協議事項 1) 平成30年11月行事予定について
2) 平成30年12月定例会の会期日程（案）について
3) その他
・大規模災害発生時の対応について
・「赤磐市議会会議中継に関する要領」及び「赤磐市議会会議中継録画映像
DVD貸出要領」について
・その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第11回議会運営委員会を開会いたします。

開会に先立ち、議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（金谷文則君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 議長。

○議長（金谷文則君） 皆さんおはようございます。

日程等調整のほうどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項1番目、平成30年11月行事予定について。

議会事務局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、お手元の資料について御説明をいたします。

平成30年11月議会行事予定（案）について御説明をいたします。

主なものについて御説明をいたします。

まず、11月5日月曜日13時から議会改革検討委員会を行います。

9日金曜日10時から産業建設常任委員会となります。

12日月曜日10時から厚生常任委員会です。

13日火曜日10時から総務文教常任委員会、19時からは議会報告会、2班の方の報告会といたします。

16日金曜日13時30分から議会報告会、1班の方です。同じく19時から議会報告会、これは2班の方と1班の方です。

19日月曜日13時30分から議会報告会、これは3班となります。19時から議会報告会、これも3班の方になります。

20日火曜日13時30分から議会運営委員会、14時30分から議会全員協議会となります。

26日月曜日9時30分から東備農協共済事務組合議会の全員協議会となります。

御説明は以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

総合政策部長。

○総合政策部長（作間正浩君） それでは、市の行事予定11月分について御報告申し上げます。

1日ですが、10時から赤磐市いきいき百歳体操交流大会、14時から企業立地調印式、15時から東備農業共済事務組合正副管理者会議がございます。

それから、3日土曜日ですが、10時からあかいわ祭りということで赤坂ファミリー公園で行

います。

4日日曜日ですが、9時50分から旧片上鉄道沿線のまち婚活イベント、これはドイツの森で開催いたします。

それから、11日日曜日でございますが、13時30分からAMD A・赤磐市防災国際フォーラム、こちらについては桜が丘いきいき交流センターで行います。

18日日曜日ですが、10時から是里ワインフェスト、ドイツの森で行います。

それから、21日水曜日ですが、13時30分から定例記者懇談会、15時30分から県と市長会との意見交換会のほう、岡山市で市長出席で行われます。

それから、25日日曜日ですが、赤磐市総合防災訓練、9時半からくまやま水辺の楽校のほうで行います。13時から赤磐市在宅医療・介護推進フェア、こちらのほうは桜が丘いきいき交流センターで市長出席で行います。

28日水曜日ですが、10時から是里ワインの取締役会、13時30分から赤磐市民生委員児童委員協議会研修会がくまやまふれあいセンターで市長参加で行います。

11月の予定につきましては、以上でございます。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから何か質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、続いて協議事項2番目、平成30年12月定例会会期日程（案）について。

議会事務局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、お手元の資料について御説明いたします。

11月、12月の議会のスケジュール（案）を御説明いたします。

12月定例会を11月27日火曜日に開会する日程といたしております。そのため、1週間前の11月20日13時30分から議会運営委員会、引き続き14時30分から議会全員協議会の開催となります。一般質問通告の受け付けは、11月9日から始まり、15日を締め切りといたしております。

12月定例会は、11月27日が本会議、議案の上程となります。この日から29日までが質疑通告の受け付け期間となります。28日は予備日となります。29日、30日、12月3日の3日間を一般質問とし、4日を予備日といたします。5日は本会議で、質疑、委員会付託となります。6日は予備日となります。7日からが常任委員会となりまして、まず産業建設常任委員会、10日が総務文教常任委員会、11日が厚生常任委員会となります。この日から17日までが討論通告の受け付けの期間となります。12日を予備日といたします。最終日を12月18日とする案といたしております。

説明は以上です。

○委員長（下山哲司君）　ありがとうございました。

　ただいま説明がございました。

　ただいまの説明について委員さんから何か質問はございませんか。

　北川委員。

○委員（北川勝義君）　別に大したことじゃねえけど、一般質問なんじゃけど、29、30、3日となつたらあな、人数によって。それで、これ最高の場合じゃな、6人、6、3、18じゃな。6、3、18じゃけえ、18人最高の、なかったらこれが、議運じゃからあえて言わせてもらうんじゃけど、13人とかなった場合があるでしょう、例えば。12人じゃったらええんじゃけど。13になった場合はできりゃあ3日は予備日にととって29、30で2日間でできりゃあやってもらやあええと思う、そういう考えはできるかできんかというのをちょっと。いや、おえんのんじゃと、6人じゃけん5、5、2とかせえ、3とかせにゃおえんのんかな、きょう議運じゃあから12月のときはもう11月に決まりますが、それだけ、数のこと、わからんまに数言うのもいけんのんじゃけど、前後おおむねという、12人はえんじゃ、6人でえんじゃ、2日間では12人じゃな。じゃけど6人でいうたら、おおむね6人としてもろうときゃ7人でもええ場合がいけるが。今6人じゃねえとびたつと以内になったら難しゅうならんかと思うた。ぎりぎりの場合があろう。ちょっと思うただけ。

○委員長（下山哲司君）　一応以前の協議で6人以上はやらないとこういうことにしとると思いますので、そのときにまた御協議いただくことがあるかもしれませんが、一応規定としてはそういうふうにしておりますのでその予定でやらせていただきたい。

　北川委員。

○委員（北川勝義君）　それでええんじゃけど、6人、人数いらえとかという話じゃのうて、おおむねという言葉つけとけばちょっとでもなるから13になったときに3日間とるんかなあと思うたときは今微妙な話をしたかったんで、13人じゃったら内容は別で2日間でやったほうがええかなと思うただけのことで、これも今回は別にいたし方ねえかもしれんけど、次ということとはねえけど前もやってみようやというてやりましたが。それを考えたほうがええんかなと思うただけです。よろしいです。

○委員長（下山哲司君）　その割りについては……。

○委員（北川勝義君）　出てみにゃわからんのじゃけど。

○委員長（下山哲司君）　次のあれでございまして、じゃから5、5、3ということになる。

　北川委員。

○委員（北川勝義君）　出たときにしたらいけんけえと思うてあえて言よんで、そう思うた。今後またその検討というんかおおむねでええけえ考えてみてください、皆さん、そう思うただけ、それだけです。

○委員長（下山哲司君）　一応そういうことになつとります。

○委員（北川勝義君） よろしいです。

○委員長（下山哲司君） そういうことでよろしくお願いします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、続いて協議事項3番目、その他について。

局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、お手元にほうに赤磐市議会大規模災害対応マニュアルという素案をつけさせていただいております。前回御指摘の中でなぜこの対応マニュアルが必要なのだろうかという御意見もいただきましたので、今回はマニュアルの必要性と目的という形で表現をさせていただいております。

御説明をこれからさせていただきます。

まず、議会の役割として、議事、議決機関として市の団体意思を決定する重要な役割がございます。議会としてのこれが役割でございます。これは、大規模災害が発生した非常事態のときにおいてもそういった機能を果たす必要が議会には求められております。

まず、議員の役割としますと、先ほどの意思決定をする合議制としての議会が基本的な機能を維持するため、これは定足数を確保するということが重要な項目になっております。そのための構成員としての議員さんの役割は、非常に重要なものとなります。また一方で、一市民としての活動というものを地域で行っていただくということも、議員さんの重要な役割と思っております。

それから、3番目としまして、災害時の議会と執行部の関係はどういうものだろうかということで書いております。災害発生時において災害対応、応急復旧等に主体的に当たるのは、執行部となります。議会がその主体的な役割を担う形にはなっておりません。議会は、議事、議決機関としての重要な役割を担い、その範囲内において災害に対応することが基本と考えております。このことを踏まえて、初動期につきましては執行部が応急対応することに対する情報であるとかそういった執行部の迅速な応急対応に専念できるような議会としての配慮が必要であるということを基本といたしております。

続きまして、対応マニュアルの素案について御説明をいたします。

赤磐市の防災計画に位置づけております大規模な災害ということについて明文化しております。大規模災害とは以下のとおり。市内で震度5強以上の地震が発生したとき、市内で大雨・暴風等特別警報が発表されたとき、市内河川が氾濫危険水位に達したとき、それから市において災害救助法が適用されるような災害が発生したとき、これが大規模な災害としての位置づけをいたしておりますし、市が災害対策本部を設置する基準がこの基準といたしておりますので、そういうふうに捉えております。

議員さんの活動の基本方針といたしましては、地域の一員として住民の安全確保と応急対応

に努める。それから市が災害対応に専念できるよう、応急活動が円滑、迅速に実施できるように必要な協力、支援を行う。それから市の災害対応の妨げにならないように個別の要請は行わない、必要に応じて議会を通じて市の対策本部に要請を行う。それから災害の情報、防災無線なりそういった情報を収集に努めると。

それから、議長としての対応で議長は大規模災害が発生した際には発生状況を議会事務局に確認し、市の対策本部及び議員から災害に関する情報を収集するとともに議員の安否確認、連絡体制の確立に努める、この安否確認、連絡体制というところが合議制としての構成員の議員の定足数の確保という意味での内容でございます。議長が対応できないケースもございますので、そうした際には順位として代理していただく方を決定しております。まず、1番目が副議長、2番目が議運の委員長、3番目が常任の委員長、この常任の委員長につきましても総務、厚生、産建、この順にいたしております。

それから、議会对応として災害発生時から24時間以内の対応につきましては、議会事務局に対して先ほどの自身それから御家族の安否、住居の周辺の状況、それから議会へ来ることが可能か不可能か、それからこういった形、こういった手段で来ることが可能かということ連絡をしていただくようにしております。

それから、議長は、災害対策支援本部、これは議会がこしらえるものですが、状況によっては設置をすることはできる。議長は、支援本部を設置したときには速やかに議員さんそれから関係機関に周知するものとする。それから、支援本部長は議長、副部長は副議長並びに議運の委員長に当たっていただくことになります。そして、手分けをして情報収集に努めていただくようになります。支援本部員は、今の部長、副部長を除く全ての議員をもって充てることにいたしております。支援本部長、議長の命を受けて支援本部の事務に従事していただくことになる可能性もございます。議員は、地域で把握した情報を議長のほうへ報告していただいて、議長は議員から寄せられた情報を市の対策本部へ提供するケースも出てきます。また、議長は、市の災害対策本部から得た情報を議員に逆に伝達することも必要になってまいります。

まず、議会中、委員会中に大規模災害が発生した場合につきましては、会議を中止しまして傍聴者の避難誘導等の安全確保に努めていただきます。大規模災害から1週間以内、中期対応ということでございます。災害対策本部から得た情報を議員に提供していく、それから議員は避難所及び被災地での情報収集に努める、それから議長は必要に応じて議会全員協議会を開催し、今後の対応について協議する形になるかと思えます。大規模災害から1週間以降になってまいりますと、被災地それから避難所の状況に応じて議会として市に対して要請を行うことも必要があるかと思えます。それから、早期復旧を図るためには、市と協力をしまして、国、県なりに対して要望、要請活動を行うことになるかと思えます。

その他といたしまして、そういった災害対応の議員さんも地域で活動していただくということになりますと、毎年のボランティア保険に加入する必要があるかと思えます。それから、2

番目としますと、各種救助の訓練それから講習を受講する必要があるかと思います。それから、災害対策本部の中へ今現在は議会事務局員が組み込まれておりまして、議会对応ができる形になっておりませんので、そういった状況になった場合には議会担当として位置づける必要があると考えております。それから、このマニュアルの変更が発生したときには、随時見直しが必要になってくると思います。

御説明は以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました災害対応マニュアルについて何か御意見ございませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 前回にも申し上げたんですけども、まずお願いをしたいのは市民という一般の立場と議員の立場というものを明確に分けていただきたいというところ、まずこのところを1点お願いしたいところです。

もう1点としては、我々議員であるわけですけども、議員であるというところを全面に出して市民の活動、市民としての一般的な活動を超えた活動をこの中に明文化しないようにお願いしたいんですよ。というのは、前回にも申し上げたんですが、我々公務員としての身分がありません。そういったようなときに一般の範囲を超えてこのところに書かれてるがゆえにやらなければいけないということで何かやろうと思ったときに、災害の現場っていうのは役所の方だけではなくて警察だとか民間のライフラインの方だとか自衛隊だとかいろいろな県の職員だとか市以外の行政の職員、災害に関する方々がいらっしゃってる中で一般以上のことをやろうと思ったときに、そういった方々に身分の保証がなければ話が通用しない、そのところでそごが生まれて返って現場を混乱させるような可能性もあるんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、一般の部分は一般としてやらせていただいて、あんた議員なんじゃから一般以上のことやりなさいっていうのはやめていただきたいと思うんですよ。議員として何かやりなさいよっていうことであれば、このところで書かれているように議決事項が我々の仕事なんですからそれに関係することということに範囲はとどめていただきたいなあというふうに思うんですけども。私のほうはそういった意見を持っております。

○委員長（下山哲司君） 最初の説明でそういう方向でということで説明があったと思いますが。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） だと思います。にもつれて、今回出てきているものはそこら辺が改善されてない内容なので申し上げます。

○委員長（下山哲司君） この文章の素案においては、議員としての立場の行動のことしか書いてないんでそれ以外は載せてないというふうに私は理解しておりますが。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そんなことないですね。端々で地域の一員であるとかいろいろ民間というか一般の住民としての部分と議員というようなものがこの中に混在してます。もう1回じゃあ見直しのほうお願いしたいと思います。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） もうええんじゃけどな、こんなこと時間とるまあや、どこを見直しかわからんけど、臨機応変にやられて、議長が出されてしとんじゃからいかれりゃええと思うんで、それでやってみておえなんだとこは直していきゃあええと思うて、やる前からこれが悪いあれが悪いという理想論何やかや言うんじゃのうて、副議長言われようことはわからんことはねえけど、そねえなことは踏まえてやっとなんじゃからそういう取り方でええんじゃねえかと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、一番最後のところにこのマニュアルを変更するべき理由が生じたときは適宜、適切に見直しをするものとするということになっておりますので、その辺で御理解をいただきたいと。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いろいろな御意見があつてしかりなんでしょうけども、例えば具体的にこれはどうなんですかっていうところを御指摘を申し上げたいと思うんですが、議員は被災地及び避難所との情報収集を行うとか、あと2枚目のほうの(3)ですけども議員は地域で把握した情報を議長に報告しつていうことなんですけども、どんな情報を上げればいいんですか。例えば、議長のほうがとか僕はそういうものは別に報告するようなものだというふうに思いませんでしたというようなものでも、いやあ、それは報告してもらわにやいけん内容じゃということで認識の違いが出たときにここに書かれているにもかかわらずあんた報告せんかったがなちゅうことで責め立てられる材料になるんですよ。そこら辺のところは明確にしてもらわないと、どういった情報を上げていくのかとか全くそんなものがないですよ。だから、もう既にこの変更すべき事由が生じてるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○委員長（下山哲司君） 私の理解としては通常の議員活動を超えないものというふうに判断をしておるんですが、それで御理解いただけませんか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 内容が不明確なんですよ。理解するとかしないとか、不明確な状態で、いやまあでもそこはあうんの呼吸でやっていきましょうということではないと思いますね、こうやって明文化される以上は。先ほど言ったように認識のそごが発生したときに、何でもかここに書かれてるのあんたやってないじゃないかということで叱責を受けたりというようなことが発生する可能性がある以上、そこは整理つけていただいて前に進めていただかない

といけないんじゃないかなと思います。

○委員長（下山哲司君） 先ほども申し上げたように、その辺が生じた場合にはこのマニュアルを変更すべき理由が生じたときはこういうあれをつけておりますので、そういうふうな対応をしていくということで御理解をいただけませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それは、全体的な話ですね、委員長が言われてるのは。マニュアル変更すべき事由が生じたときっていうのは全体的な内容の中で発生した場合は直しましょうということで、僕言ってるのは個別事案でね、この内容に基づいて考えていったときに個別事案が発生したときにマニュアルを変更するものではなくて、その行き違いとか認識の違いでその叱責の元になる可能性があるんですよっていうことなんです。だから、それは、僕だけではなくてみんな当てはまることなのであれば、もう既にこの段階でどうするんですかっていうことは別途考えておいていただかないといけない議論しておくべき事項じゃないかなというふうに思うんですけども。そこは、議論も何もしないであうんの呼吸でやりましょうっていう話にはならないと思いますけどね。

○委員長（下山哲司君） 前にもちょっとお話ししたと思うんですが、議会は執行部ではないので合議だけが責任に問われるとこういう話を前に説明があったと思うんですが、それ以上のあれは必要ないんじゃないかなというふうに理解しとんですがどんなですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 具体的な指摘の中でその議論はしといたほうがいいのかとも思うし、議長のほうの見解もお聞きしたいと思います。今佐々木さんが懸念されてるのは2枚目の(3)、(4)それから中期の(2)、いわゆる議員はという主語のもとにこういうふうに行うとかすると報告し、ってあるのでこの辺を例えばどう理解すればいいのということをここで共通認識しとくことでいいのではないかなと思うんです。このままのみにしちゃうと誤解が生じないかという、だからその辺のことで議長や局長のほうに。

○委員長（下山哲司君） ですから、この文章ができ上がりましたので全協のほうへお配りして皆さんの認識を同じにさせていただくような説明をするということでよろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい、それだと結構です。

○委員長（下山哲司君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 言葉のことをとって言い出したら切りがねえ話で全部あるんじゃないけど、そりゃまあそれで今全協でやっていって、今原田委員が言うたように、委員長が言うたように全協で説明すりゃええと思うんでそりゃええんじゃないけど、これきょうたまたま防災訓練の参観について来とんじゃけど、参観じゃけどどういうて解釈すりゃええか。我々今さっき議長言うたこの中の、副議長も今言ような話じゃねえわな、原田さんも、この今言う論議しよう話しじゃねえ、そんな話を難しゅう言よんじゃねえ。これマニュアルにとって、必要性和目的書

いてやりようろう。せえで、そのとき我々は参観でええんかなと思うて今案内のこと、トレー入とったんじゃ。防災訓練。参観になつとるけえ。

参観というのもどういう解釈して、これじゃったら積極的に我々も執行部とか県が皆やることじゃけど、それに進んで出りゃええんじゃねえかなと思うたんじゃ。参観というのはどう取り方かなと、意味がわからん。悪い言よんじゃねえで。わからんのん、意味が。これがなかったらわかるで。これ今のこと言わなんたら。どんなんかな。

○委員長（下山哲司君） 前にもその話はちょっと出て前にも言うたように議員は特別に参加はしないと。

○委員（北川勝義君） いや、参観。

○委員長（下山哲司君） 参観ということで見る。

○委員（北川勝義君） 来賓か。

○委員長（下山哲司君） 来賓。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。1点確認させてください。

マニュアルの3番の議員の行動基本方針なんですけども、要は地域の一員として今議論そのとおりなんですけど、3点目に市の災害対応の妨げにならないよう個別の要請を行う、これは理解できるんですけども、災害というのは緊急のことがたくさんありまして、これをぱっと見たら緊急のことがあっても議員だったら議長に、みたいな感覚になっ……。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。前にもその話はあるて、一市民としての行動しかしない。

議長。

○議長（金谷文則君） 済みません。皆さん混乱してるかと思うんですが、よく確認していただきたいのは、要は議員としてじゃあ皆さんどうやってその災害のときにはしたらええんじやろうかという問題があったので、議員という立場はこういう立場ですよというのをわかっていただいて、議員は要は議員じゃからという風を吹かせておまえわしの言うことを聞けんのかというようなことであせえこうせえというようなことがあっちゃいけんというのが今の治徳さんへ対してのお答えです。

それから、基本的には、一般市民だということで動いてもらうというのが前提。それと、議会のほうの議長が云々かんぬんというのがありますけど、これは何か議会を何かあったときには皆さんでいろいろ決めにゃいけん、そのときに議員さんが元気かどうか、来られるか来られんかというのが第一条件なのでそれをチェックしたいと、それでそのときにその周りで何かあった状況のことがあったら報告をいただきたいと、それは自分で考えられたことを当然報告なり一言言わにゃいけんことがあったら事務局のほうへお願いをしますと、それから執行部のほうから対策本部が何かあってこういうふうに議員さんのことで収拾できんじやろうかとかと

というような話があったら、議長、事務局を通じて皆さんのほうへこういう要請がありましたということを御連絡させていただくと、そのことを明文化しとるのでそのことだけの説明でよろしくをお願いいたします。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員ね、全協のときに皆さんがそのお話をしてそういうことになってこれができとんで、元へ戻るような話。

○委員（治徳義明君） 済みません。わかるんですよ、意味わかるんですけど、この明文化したときに緊急のことを議員は直接電話したらいいんのかみたいな誤解の捉え方になりますよ、もうちょっと少し文言を考えられたほうがええんじゃないかなと思っただけの話で。意味合いはわかるんですよ。

○委員長（下山哲司君） いやいや、じゃから、それから前にも全協のときに話があったように特別の行動はしないと。

○委員（北川勝義君） 下山さん。

○委員長（下山哲司君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） おかしいんじゃないか、同じことばあ言よう。こりゃ、おめえ、僕が議員じゃのうてもこの間の水害のときに、下山さんが指摘した。下山さん議員としてしたんじゃない。一個人の下山というて、河原屋頭首工から来とる水のとこのゲート、ここはこう落とさなきゃおえんというて落とさんけんここは被害こうむるのがあるんじゃないというのわかつとるから皆言うてあげよん。それを言うたけえ、下山議員が言うた、北川議員が言うたとかというて命令しょんじゃないか、これは大事なことを言よんじゃから、一市民としてやることは、防災士になったりしょんじゃろ、あんたらやりゃええんじゃないか、それで。それをああじゃこうじゃというて、これはただ議員が活動していくときに議員の何も制約がねえからやりようたらもし事故でもあったときも困るし、出てから議員がこうせえやこと言うて船頭が2人おって大変なことになる、議員はじゃからそういう意味のことをあえて言うてくださっとなんじゃから、僕はこれの中のやり出してから直すことは直して、言葉でどうこうというんじゃないから、あんたが考えて言葉どうじゃ、きれいに考えて言うてみられえ、ほんなら、そんなとこへけちをつけて要らんこと言うたらいいんて。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員、はっきり覚えといってもらわにゃいけんのは、前にも全協のときに言うたように議員の発言によって混乱を招くようなことがあつてはいけんでそのことを忘れんようにしといてください。ずっと覚えとってください。

そうすれば、こういう問題はもうないと思う。

○委員（北川勝義君） 下山さん、もう1個言っていいか、お願いしてえのは。

○委員長（下山哲司君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） これは、議長がおられて、議長は赤坂じゃけど議長がおられて、本庁は大抵おられると思うんじゃないけど、お願いとして言いたかったのは地域性があるんで余りこう

いうことは失礼に当たるけどネオポリスの上が災害が起きることはほとんど皆無じゃあねえか、皆無とは言わんけど少ねえと思うんですわ。せえで、正崎の辺じゃこの辺じゃとか、せえから赤坂、熊山、吉井の辺は水害がなかなか来ると言うたら言い方悪いんじゃないけど、そういうときには議員はその地区を決めてくれというんじゃないねえけど、申し合わせて地元へおりゃええというふうにやっていただきてえなと思うたのが、こっち出てきて来い言われても来られんから、実際の話というて。この間の永徳さんじゃねえけど液状化になったら来られまあがというて来られりゃへんし、地元をしょうらにゃ動けれんけえ、一議員でも極端な話したら議員で消防団員もおられようし、消防の率先してやらにゃおえん、いろいろあると思うんで、そのどこだけ再確認させてください。それで、来んでもええんじゃないねえかなと、そっちは地元の対応すりゃええんじゃないねえかなと思うたん。その確認だけちょっと思って。

○委員長（下山哲司君） その分はこの前全協の中で説明をしとりますんで、そのとおりでやらせていただきたいと。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） なければ、全協でこれを説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、赤磐市議会会議中継に関する要綱ということで。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい。

○委員長（下山哲司君） 議会事務局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、議会の会議中継に関する要領及び中継録画映像のDVDの貸し出しということで御説明をしたいと思います。

以前にお話ししたとおり、中継システムがOSのサポートが切れまして、ことし6月からスマートフォンでの視聴が可能な新システムに移行しております。今現在は、30年6月定例会以降の映像が新しいホームページのほうで見ることができるようになっております。このため今現在準備をいたしております委員会中継、それから今の中継映像の管理規定が今現在はございませんので、中継に関する要領の案をお示しをしております。それから、30年6月以前の映像につきましてDVDの貸し出しでの対応ということも可能にするような要領を作成しております。

まず、中継に関する要領から御説明をいたします。

議会の映像及び音声の配信に関し、必要な事項を定めるようにいたしております。中継を行う会議としましては、本会議及び定例会の会期中に開催する常任委員会、ただし休憩及び秘密会の間は中継をいたしません。それから、録画中継の配信期間といたしまして、本会議も同様ですが本会議終了後1週間を目安にホームページ上で配信することになります。それから、中継録画の配信期間につきましては、本会議が終了した日から4年間としたいと思います。この

内容につきましては、中継の委託業者と協議をいたしまして4年間という形での内容といたしております。著作権につきましては、赤磐市に帰属という形になります。それから、中継の位置づけといたしまして、今もホームページ上で中継録画を流す場合には公式な記録ではありませんということを見ている方に明示をいたしております。それから、中継映像のDVDということで今の議会の会議録につきましても図書館のほうで市民の方が閲覧できるようにということで情報提供いたしておりますので、それと同様に30年6月以降の映像につきましても図書館に寄贈して一般市民の方が見ていただけるように考えております。

それから、もう1点につきましては、中継映像のDVDの貸し出しについてということで以前議員からも御要望があった件でございますが、市議会のほうへストックしております映像につきましては平成23年6月以降、中継が始まって以来そういった映像のDVDを業者から納めていただいております。そういったものについての貸し出しのルールをしております。これまでそういった映像についての貸し出しの取り決めもなかったもので、こういったルールで貸し出しのほうを市民の方にしていけるという体制をとるということでの要領をこしらえております。

御説明は以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

これにつきまして以前御協議をいただいて本会議と本会議中の委員会に限ってとこういうことでそれに附属いたしまして関係のものを文章化いたしましたので、これで全員協議会のほうへ説明をさせていただきたいと思いますが、どんなでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そういうことでひとつよろしく願いいたします。

それでは、その他委員さんまたは執行部から何かございませんか。

北川委員。

○委員（北川勝義君） 実は先般の総務文教常任委員会の中で宇野バスが山陽団地じゃな、今、それからネオポリスについて、3月31日で廃止するというので、前回は5月に廃止する言ったんが自動運転とかいろいろのことが、下山委員長も聞かれて、自動運転何やかんやあったら継続してやるんじゃというて、それで総務委員会の中では地元の、地元というたら言い方悪いわな、議員さんもおられて、僕、我々もじゃけど、ネオポリスの中でも今本当に必要としとる動いてねえような場所もあったり、山陽団地でも動いてねえ、要るようなところもあるんで、そこの足の確保を交通会議やこうでよく見直してやっていただきたい、それでまた宇野バスがやめたときには代替えを、休止なんですけど、休止と廃止とは違うんじゃ、休止ということになっとなんじゃけど、宇野バスさんのほうへ市民バスとか福祉バスがやるということになったら、手を挙げたら無条件とは言わんけど許可をいただけるようなことをしていただかなんたら、路線を通つとるからここはだめだよというたらはっきり言うて4月、3月31日というたら

もうすぐ来るんで、これから僕自身が個人的に、業者何でもええ、心配しょうるんが民間業者が入るとかというたらいろいろなことがあるかもしれん、市がやるんじゃったら、市がやるとしてもバスをやらにゃおえんとかいろいろな準備が要ると思うんですわ。そういうことをどのようになってるかというのをやっていたらええなというのが1点です。

それから、僕実はきのうばたばたしとってよう見てなかったんですけど、ここへ書いてある、6時からRSKで何か市民バスやこうの関係を、宇野バスの関係もあったらしいというので、そのとき僕は聞いてねえ、人の聞いたことになるのでわからんのですけど、何かどういう解釈したんかその人が、ここへ傍聴来られとるけえ、永徳議員から今聞いたんじゃけど、赤磐市のほうがタクシーをするからそれに伴うて宇野バスが撤退するんじゃというて話があったと言うたりするからそのとこわかりゃあ、僕はタクシーというても市民タクシーじゃねえかな、普及させるようになるんじゃねえかなぐらいと、仮に、まだ聞いとらんのですけど思うとんで、早急にこれは、ほかのことの学校給食とかもう1点の全体的なことの庁舎のことやこうは全協とかしてもらおうとか意見聞いてしてもらおう。これはこの間出たばあじゃった、何もわからなんだんで、わかりゃあ、特にきのうのことがもしタクシーをするけえやめた言われたら赤磐市が何か邪魔してやめたようになるから、非常に悪い評判流されるようなことになると思う。わかる範囲で結構なんで教えていただきたいなと思いましたんで。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 執行部のほうもそういうあれは確認はとれてないですね、そういう放送があったとこういうのは。説明できる内容はないんですね、執行部のほうから。

総合政策部長。

○総合政策部長（作間正浩君） 御質問いただきました件につきましては、昨日RSKのほうで取材がございまして、宇野バスさんとそれからうちの市長に対してそれぞれの立場でインタビューということでありました。それが、昨日の6時のイブニングニュースのほうで流されております。赤磐市のほうの主張といたしましては、自動運転の話今されたんですが、これ経緯を申し上げますと、昨年の11月に宇野バスさんは5月末をもって赤磐循環バスをやめますという話がありました。その時点でうちもそれやめられたら困りますよってということで慰留のお願いをいたしました。そういうことがありまして、3月ぐらいに至るまでの間に自動運転の大型バスを循環バスのコースで考えていきたいというお話がございまして、その自動運転のバスの運行を営業運転の前段階の実験をさせてくれるのであれば継続しますよというお話がございました。これは、5月末でやめるということをや自動運転の実験をさせてくれるのなら続けますよというふうに聞こえておりまして、我々も非常に市を挙げて協力いたしまして、警察関係あるいは県それぞれの許可をとれるように一生懸命手配いたしまして、4月14、15、2日間、その前日には皆様方にも乗っていただいたと思うんですけれども公民館の前で出発する1キロ程度のバスの実験ほうをさせていただいたわけです。これは、大型バスっていうのもこれも借り物

でございまして、それをそのまま営業運転に持っていくという話はなかなか難しいということで、市のほうも国のほうにいろいろお話もして、法令の改革であるとか改定であるとかいろんな要素がございまして補助も受けられんかとかいろんな事業のほうの申請もできんかとかということの検討を一緒にしてまいりました。市のほうは、市長のRSKの報道でも出ましたように幹線を走られる宇野バスに毛細血管と市長のほうは申し上げたんですがそれをつないでいく。ということは、大型バスに大型バスつなぐんじゃなくて、コンピューター輸送できのう備前の放送もその中であったんですけれどもゴルフカートのようなものあるいはエスティマぐらいの大きさのもので運ぶもの、いろんな自動運転の手段がございまして。そうしたもんが宇野バスのほうのバス停へつなぐあるいは必要である場所ですね、お客さんが行きたい、市民が行きたい場所へつなぐためにいろんな支障があると思います。それを実験で把握するためにいろんなことをコースを決めてやっていきたいというふうに申し上げておったんですが、宇野バスさんの理解といたしましてはバスのお客さん、今乗られてるバスのお客さんが自分の自宅から例えば病院、例えば買い物のほうへ直接行けるのであればバスに乗らないでしようというふうにおっしゃられたんです。我々は、いや、バス停につないで岡山に行くとかということであれば当然今まで家から出られなかった方もたくさん、寝た子を起こすというような表現を使われましてけれども、寝た子を起こして市民の利便性を上げるということが市の務めでありますので、その辺は理解してくださいよというふうにお話をしておりました。ところが、宇野バスさんはうちのお客さんもそれだったらとられるでしょうというようなお話をされまして、そこが食い違っております。何ぼそういう話を、応援したいんですよと、寝た子を起こして今乗られてる100人や200人になりますよというお話もしてるんですけれども、どうもそこはバスがもう必要ないでしょうという頭が凝り固まってしまってお話を聞いてもらえるような俎上になくなりまして、自動運転のバスのお話もずっと継続していたんですけども自動運転の大型バスの自動運転に関しての運行がバス自体の購入、それからいろんな法的な制約がまだあるということ、それから信号のない交差点等では横から飛び出してくる車などもあります。こうしたものを防ぐという技術がまだ完全にはできてないので、今の赤磐市の循環バスのコースで大型バスの実験をするということを宇野バスとしては断念しますというお話になりました。ですので、うちは、つなぐための自動運転の話についてはやめたわけではございません。宇野バスさんが大型バスで運行するということを諦められた、その結果5月まででやめると言ってた話がまた再燃しまして、じゃあうちは赤磐市の循環バスのコースで大型バスによる自動運転ができないということですので最初の約束どおりやめさせていただきますというのが主張でございまして。

○委員長（下山哲司君） きょうその話を議運ですからここでやるという話になりませんので、時間も来ますし。

北川委員。

○委員（北川勝義君） わかりました。

せえて、4月1日からの足の確保ということが大前提なんで、その宇野バス云々というのは原因はそうなんじゃけど結果のことで今後になるんで、全協のほうでももしわかりゃあそのことは議運のほうから委員長、議長のほうへその他で報告だけもらっとったほうがええんか、考え方というのかな、困るというのが我々も今度聞かれたら、僕もネオポリス友達おる、のうなるんかというて言われたら、足の悪いとこへ、もっと来ようらんとかへしてくれりゃあええのになとかいう話が出とんで、そこらも、この間の総務文教委員会でも交通会議の中で今後よう検討してくださいと言うたと思うんで、それも全協のところで申し入れしていただけりゃええんじゃけどな、全協で、きょうの文章は出てねえと思うんじゃけど、今言われたようなこと報告あったほうがええかなと思いましたので。

○委員長（下山哲司君） これは、執行部のほうからみずから今後の考え方というのを全協、皆さんの席で説明をするべきだと思うんです。ですから、そういうふうに努めてください。

それから、以前指摘しとんですが、宇野バスさんはよその会社と違われて補助金を出すというても受け取られん会社なんで、何が大事なんかというたらよく話し合いをきちっとして意思疎通をしてくださいということをお願いしとるはずなんですよ、宇野バスさんとは。それができてないからこういう問題が起きるんで、勝手というのが補助金をいただかずに自分とかが自由にしたいからという考え方なんじゃから、赤磐市としては宇野バスさんにたくさん走っていただいとんじゃから、しっかりよう協議をしてお互いの考え方が理解し合えるように努力ができてなかったというのが結果じゃと思うんで、今後そういうように努めてください。これは議運ですからそれ以上言いませんから。ですから、あとの全協には何らかのアクションをお願いいたします。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 簡単に、この間の議員研修で講師の方のいろいろ貴重な御指摘やらアドバイスをいただいた中で1点、実は厚生委員会でまさにその問題で立ち往生したことがあったので報告と今後早急に対応をしたほうがいいのかという意見なんですが、実は御存じのようにクリーンセンターが5年目を迎えて、行政の入札がこの年内ぐらいにあります、年度内に。そのときに5年前の当初の入札の金額について私たちは事前にその準備を、その予算委員会で予算を議決する前にその文書を用意してそことの比較やそことなぜこう違うのかっていう説明を受けるべきだったんですが、その資料を議員のほうは用意できなかったわけです。その予算が議決された後にその資料が出てきて、どういう違いがあるのかっていう説明を受けようと思ったんですけども、議決事項ですからそのことを今さら言われても困りますという運営上のたががかかりました。本来でしたらきちんとこういう大きな事業ですし、入札案件だからそういう比較やら説明をやるべきだった。それが、今回研修の中でいわゆる総論的に総括的な予算案で議

論しないといけないという講師の説明があったので、そこが欠けてたなど。もうちょっと言う
と議会基本条例では第8条に8項目にわたって執行部は説明しなきゃいけないっていう縛りも
ありますし、本来だったら予算の議案のときに執行部が5年前ではこうでしたが今回5年たっ
てこういう事情でこうですっていう、それを議会は知っとかなきゃいけなかったわけですよ。
それができなかったっていう意味では、今回の研修で指摘されたように予算委員会なりその総
論的に予算を見て議論ができる場がないことがこういう弊害をもたらしたなっていう貴重な経
験をしましたので、そのことについては早急に対応したほうがいいなと思いました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それは、総論以前の問題で契約のことですから委員会でしっかり協
議していただくというのが。

○委員（原田素代君） それができなかったということです。

○委員長（下山哲司君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 確認で、今僕の頭の中わからなかった、決議、議決しとるけん、議決
のことがええ悪いはおえんわな、議決しとんじゃけん。じゃけど、内容はえんじゃねん、それ
当然、それは僕はいつも言よんじゃけどな、それを。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、私本会議場で質問しましたが。

起債の問題で。じゃからその辺は厚生のあるに上がとんじゃからしっかり委員会の中でや
ってください。

○委員（原田素代君） いやいやいや、それができなかった事情が議案としてトータルに、要
するに議案として出していただけじゃなくて5年前の金額がこれですよって、それに比較してこう
でこうでっていう説明が本来あるべきだったんだけど、それがなかったわけです。それ
で、その後に出てきたのでそのそごを議論したかったんですが、その議論ができないという
ことが現状にあるので。

○委員長（下山哲司君） 議運ですので、内容についてとやかくここで協議するようになって
ないので、この次の委員長、議長の協議の場がありますから、そのときに相談してください。

○委員（原田素代君） はい。一応報告だけです。

○委員長（下山哲司君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 1つ、これ議運で諮ってええかわからん、これ議長さんをお願いして
これはせにゃおえんのんじゃけど、新聞読みよって保育料を学校の、幼・保の保育料になるん
で、保育料の何か無料化というんか、そしたら、赤磐には私立が多いんで便乗値上げみてえな
新聞へこの間書いとって、あんたらは家族に、例えば僕は今2万円か2万5,000円なってもあ
んた払わんのんじゃけんえかろうがなというて、赤磐市はそういうことに各保育、私立の保育
園に口出すつもりはねんじゃけど、そこらのところはよう市の損失になって補助金もなるんで、
そういうもしあったら、新聞であったようなのもしわかったら教えてくれえ、えんじゃけど、

今回今気になったん、さっき、4月の話じゃろうけど、気になったんでもし情報がわかりゃあ教えてください、わからなったら結構です。内容的にはええです。

○委員長（下山哲司君） 執行部のほうその情報が説明ができることがあるんでしたら全協の場で説明をしていただければと思いますので。この議会運営委員会の中で内容について協議をするようにはいたしておりませんので、どういうふうにさせていただくかということになれば委員長としては全協の席で説明をお願いします。きょうじゃなくてもええと言われとんで、調査して説明のほうお願いいたします。

他にございませんか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それでは、その他になりますけど、31年度の予算編成について基本的な御説明をいたします。

基本的には経常経費例年のとおりでございますが、委員会中継の中継が始まるということで、今現在は本会議の中継が1階の受付の市民コーナーで見えるようになっておりますが、委員会中継を今後流していくということになるとそれに対する施設、機器の修繕等が必要になります。それが1点。

それからもう1点につきましては、議員研修それから協議会等の内容につきましても本年度と同様に議員研修、視察それから講師を迎えての研修会、そういったものも予算計上のほうさせていただく予定にいたしております。

以上です。

○委員長（下山哲司君） それでは、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、もうないようですので、以上をもちまして第11回議会運営委員会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会